株式会社ゆずりは 福祉用具貸与事業所

運営規定

指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与](共用)

(事業の目的)

第1条 株式会社ゆずりは(以下「事業所」という。)が設置する指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を行うために人員及び管理に関する事項を定め、事業所に在籍する専門相談員が、要介護状態(介護予防にあたっては、要支援状態)の利用者に対し、適正な福祉用具の貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及 びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の選 定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]を貸与す ることにより、利用者の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものと する。
 - 2. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止並びに利用者を介護する者の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする
 - 3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5. 事業の実施に当たっては、暴力団及びその関係者を運営に関与させないものとする。
 - 6. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとと もに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定福祉用具貸与 [指定予防福祉用具貸与]の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする
- (1) 名 称 株式会社ゆずりは
- (2) 所在地 兵庫県伊丹市岩屋1丁目8-43

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)に実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2名以上 (常勤職員、管理者を含む)

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは 介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。 福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)(特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売 の利用があるときは、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)と一体のものと して作成する)の作成・変更等を行う。

計画の作成後、実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う。計画に基づくサービス提供の開始時から6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、継続の必要性について検討を行う。

モニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日~土曜日 日曜定休日とする。 ただし、夏季(8月15日を含む前後3日以上)、年末年始(1月1日を含む前後3日以上)、 その他臨時的休業日あり。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする

(指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供方法及び取扱種目)選択制について 第7条 事業所で行う指定福祉用具[指定予防福祉用具貸与]の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応などの説明を行う。
- (2) 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]又は指定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売]のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当核選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。
 - 2 事業所において取り扱う指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の種目は厚生 労働大臣の定める全種目とする。

1. 車椅子

8. スロープ

2. 車椅子付属品

9.歩行器

3. 特殊寝台

10.歩行補助杖

4. 特殊寝台付属品

11.認知症老人徘徊感知器

5. 床ずれ防止用具

12.移動用リフト

6. 体位変換器

13.自動排泄処理装置

7. 手すり

(利用料等)

第8条 指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]を提供した場合の利用料の額は、別途料金表によるものとし、当核指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]が法定代理受領サービスであるときは、各々の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 貸与期間が1ヶ月に満たない場合の利用料は1ヶ月分を徴収する。
- 3 法定代理受領以外の利用料については、別途料金表の額とする。
- 4 次条に定める通常の事業の実施を地域を越えて行う事業に要する交通費は1回の訪問毎につき、500円を徴収する。加えて有料道路を使用した場合は往復のその実費を請求する。
- 5 指定福祉用具 [指定介護予防福祉用具]の搬入出に特別な措置が必要な場合 (クレーン車 使用など) に要する費用については、実費とする。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の開始に際し、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、利用料並びにその利用料の内容及び金額に関し、全国平均貸与価格等を踏 まえて事前に説明した上で、支払いの同意を得ることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与 [指定予防福祉用具貸与]に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与 [指定予防福祉用具貸与]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を利用者に説明する。
- 9 指定福祉用具貸与 [指定予防福祉用具貸与]の提供にあたっては、同一種目における機能 または価格等の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市、尼崎市、西宮市とする。

(衛生管理等)

- 第10条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を努めることとする。
- 2 回収した福祉用具については委託業者との契約に基づいた方法により速やかに返却する。
- 3 消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管するものとする。

- 4 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰するべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を負うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

(苦情処理)

- 第12条 指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与] に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]に関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの 苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会 の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス及び情報の 提供以外での目的では原則的に利用しないものとする。
- 2 外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者との雇用契約の内容に、退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を含むものとする。
- 5 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス(厚生労働省 策定)」に沿って適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行なわない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 事業所は、適切な指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ゆずりは(法人)等事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年9月1日に改定した 平成30年8月1日に改定した 令和2年6月1日に改定した 令和6年4月1日に改定した 令和6年8月1日に改定した 令和7年8月1日に改定した